

## 参考資料 1

### 都市計画道路益城中央線連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、都市計画道路益城中央線連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、益城町復興計画に位置付けた県道熊本高森線（都市計画道路益城中央線）整備（以下「益城中央線整備」という。）を益城町商工会等の関係団体、益城町議会及び益城町が密接な連携のもと、事業者である熊本県と連絡調整を図りながら推進することにより、熊本地震からの復興の早期実現と町の発展に資することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 住民等の代表者
- (3) 関係団体からの推薦のあった者
- (4) 益城町関係課の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、前条各号に掲げる役職員でなくなったときは、前項の規定にかかわらずその職を失う。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 町民又は関係権利者（以下「住民等」という。）の益城中央線整備に関する意見及び要望（以下「要望等」という。）を熊本県に通知するとともに、必要に応じて意見・提案を行う。

(2) 熊本県から聴取した住民等からの要望等に対する回答及び事業計画・進捗状況を住民等へ伝達する。

(3) その他協議会の目的達成のための必要な事業を行う。

(会長等)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第7条 協議会の円滑な運営に資すると認められる場合は、会長はオブザーバーの出席を求め、必要な意見又は説明を聴くことができる。

(会議)

第8条 会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、議決に加わることができない。

(事務局)

第9条 協議会に関する事務は、益城町復興整備課で行う。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が町長及び協議会に諮って定めるものとする。

附則

この規約は、平成29年4月17日から施行する。